

活動報告

【会合】

「ビジネスと人権」ウィークの試み ～今後の「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援への期待～

前国際協力部教官（現大阪高等検察庁検事）

國 井 弘 樹

1 はじめに

国際協力部（ICD）は、関係機関の皆さまと共に、2023年7月第1週を「「ビジネスと人権」ウィーク」と銘打ち、国内外からこの分野における大変著名な有識者をお招きして各種セミナーや研究会等を開催し、最終日となる7月7日には、法務省法務総合研究所主催イベントとして、「ビジネスと人権」に関する国際シンポジウムを開催いたしました¹。2023年は、日ASEAN友好協力50周年の記念すべき年にあたり、また我が国がG7議長国を務める年でもあることから、法務省では、7月に日ASEAN特別法務大臣会合、ASEAN・G7法務大臣特別対話、G7司法大臣会合を開催し、私たちのシンポジウムは、一連の「司法外交」閣僚フォーラムの開催記念特別イベントとして行われたものです。

ICDにとって、「ビジネスと人権」をテーマとした国際シンポジウムを主催することも、会場とオンラインのハイブリッド形式でこれだけ大規模なイベントをゼロから立ち上げることも初めての経験でしたし、それに加えて、今回は、1週間にわたって各種イベントを実施したため、サブ・ロジ両面で数多くの困難に直面しましたが、関係機関の皆さまにサポートいただきながら、内藤晋太郎ICD部長、須田大同副部長の下、全部員が一丸となって取り組むことで、「ビジネスと人権」ウィーク集大成となる最終日のシンポジウムには、会場・オンライン含め、合計400名近くもの方に参加いただくなど、ウィーク中の全イベントを好評のうちに終えることができました。

「ビジネスと人権」ウィークで開催されたシンポジウム等の内容は、それぞれ主催機関のホームページ等で確認いただくこととして、本稿では、ウィークの企画・準備段階で留意した点や、この分野における今後の法制度整備支援への期待などについて、ウィークの主任教官をさせていただいた筆者の私見として書いてみたいと思います。

2 法制度整備支援の文脈で「ビジネスと人権」を考えること

(1) 世界に向けた約束

「ビジネスと人権」の問題が社会的にも大きな関心事項となってから久しく、今、経済産業省や外務省、厚生労働省などの政府機関に加え、一般社団法人日本経済団体

¹ 本シンポジウムのフライヤーや登壇者が使用したスライド資料については、ICDホームページ（https://www.moj.go.jp/housouken/bhr0707_icd_00001.html）にて入手可能です。

連合会（経団連）などの経済団体や企業、N G O等で盛んに議論されていますが、これまでI C Dとして、法制度整備支援の文脈で「ビジネスと人権」の問題を正面から取り上げたことはほとんどありませんでした²。

しかしながら、法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく支援対象国の自助努力を支援して持続的成長を実現するための不可欠な基盤づくりを支援するもので、対象国への「法の支配」の定着に加え、「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」なども目的のひとつとされています³。法制度整備支援を通じて、支援対象国による「ビジネスと人権」に関する取組を支援することは、対象国内における「法の支配」の浸透を図ると同時に、日本企業や海外企業が対象国でビジネスを営む上で必要となる基盤のひとつを整備することにも繋がります。つまり、ビジネスにおける人権への配慮がグローバル・イシューとなっている今、法制度整備支援の文脈でこの問題に取り組むことは、我々に課せられた使命であると言っても過言ではないわけです。

我が国では、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」（2011年3月）を受け、2020年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）」⁴を策定、公表しましたが、その第2章「行動計画」の中で、国連指導原則の3本柱に加え、「その他の取組」として、以下のように法制度整備支援について明記されています。

（今後行っていく具体的な措置）

途上国における法制度整備支援

・O D Aを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する（J I C Aによる専門家派遣、研修、セミナー等）。【外務省・法務省】

このように「ビジネスと人権」の分野における法制度整備支援を充実させていくことは、日本政府が全世界に向けて約束した行動計画のひとつとなっています。

今回の「ビジネスと人権」ウィークは、その約束を果たしていく“milestone”となるものです。

（2）なぜ「救済へのアクセス」なのか

国連指導原則は、3本柱として、①国家の人権保護義務、②企業の人権尊重責任、③救済へのアクセスを掲げています。今回、我々は、このうち「救済へのアクセス」を「ビジネスと人権」ウィークのメインテーマとして選びました。なぜ「救済へのア

² なお、2022年2月には国連開発計画（UNDP）とビジネスと人権に関するオンラインセミナーを共催しました（黒木宏太「UNDPとのビジネスと人権に関するオンラインセミナーの開催」I C D NEWS第91号120－127頁（2022年6月））。

³ 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」参照。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html

⁴ <https://www.mofa.go.jp/files/100104121.pdf>

クセス」なのか、その理由について説明します。

国連指導原則では、国家は、ビジネスに関連した人権被害から保護するため、被害者が国家基盤型または非国家基盤型の、司法メカニズムまたは非司法的な苦情処理・救済メカニズムにアクセスできるよう、適切な措置をとらなければならないと定められています。

一方で、我が国の法制度整備支援は、ベトナムにおける市場経済化の支援に端を発し、1990年代半ばから四半世紀以上にわたって、ASEAN加盟国などの東南アジア諸国を対象に、法令の起草作業や法曹実務家の人材育成に関する支援などを通じて、相手国による人権尊重・保護義務の履行や、主として国家基盤型の司法メカニズムの促進を後押しすることで、「司法アクセス」や「法の支配」向上を目指して活動してきました。国家基盤型の司法メカニズムが救済の核心であることは、国連指導原則も指摘するところです。

ところが、残念なことに、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマー⁵などの支援対象国における「法の支配」の浸透度はさほど向上していないとされているのも現実です。

また、国連指導原則の策定から10年目を迎えた2021年6月、国連作業部会は、報告書「ビジネスと人権に関する国連指導原則：最初の10年の棚卸し」を公表しましたが、その中で「救済へのアクセス」について、「情報へのアクセスといった基本的な問題を含め、（10年前に）指導原則において特定されている司法・非司法メカニズムへのアクセスにおける障害の多くが、依然として改善されないままの状態にある。」⁶として、「救済へのアクセス」に関する取組の遅れについて厳しくも明確に言及されています。

本ウィークにご協力いただいた山田美和さん（日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所新領域研究センター長）も、「法の支配が定着していない国々で操業する企業はより高い意識と自らの説明責任が問われる。であるからこそ（日本による）法制度整備支援の担う役割は大きい。」と指摘しています⁷。

我々は、20年以上にわたる支援活動の中で得た（失敗も含めた）経験・教訓を踏まえて、これまで以上に真正面から「救済へのアクセス」向上に取り組んでいくべきです。そして、そこでの「救済」とは、国家基盤型の司法的・非司法的メカニズムにとどまらず、非国家基盤型の苦情処理・救済メカニズムを含むものでなければなりません。ウィークのハイライトにあたる最終日のシンポジウムでは、副題を「日本とASEANのグッド・プラクティスから、救済・苦情処理・紛争解決メカニズムの実例

⁵ JICAによるミャンマー法整備支援プロジェクトは2013年に開始されましたが、2021年2月の国軍によるクーデター直後に一切の活動を停止し、そのまま2023年5月末の期間満了をもって終了しています。

⁶ “Guiding Principles on Business and Human Rights at 10: taking stock of the first decade (<https://undocs.org/A/HRC/47/39>)” のパラ93参照。

⁷ 山田美和「『ビジネスと人権に関する国連指導原則』再考－法整備支援に「ビジネスと人権」の観点をどう取り込むか－」ICD NEWS第90号32－46頁（2022年3月）
<https://www.moj.go.jp/content/001368533.pdf> 参照。

を学び、今後の法制度整備支援の役割について考える」としたのは、そうした決意の表れだと理解していただければと思います。

(3) ミャンマーでの経験

ここで、「ビジネスと人権」へのこだわりとして、ミャンマーでの筆者の実体験について若干長くなりますが述べさせていただきます。

筆者は、2014年6月から2年間、ミャンマー連邦最高裁判所・連邦法務長官府（現法務省）をカウンターパートとするJICA法整備支援プロジェクトの初代長期派遣専門家として同国首都ネーピードーに駐在し、その後、縁あって、2018年2月から4年4か月間、今度は在ミャンマー日本国大使館にて書記官として勤務させていただきました。

この間、ミャンマーは、2011年3月に半世紀以上続いてきた軍政から民政への移管を遂げ、2015年の総選挙を経て、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問率いる国民民主連盟（NLD）政権が誕生し、「アジア最後のフロンティア」といった謳い文句とともに、日本を含めた多くの外国の投資先として人気を集めました。その熱は、2017年8月のいわゆる「ロヒンギャ」問題⁸、2020年の新型コロナウイルス蔓延にあっても、基本的に冷めることはありませんでした。

しかし、2021年2月1日の国軍によるクーデターにより、全て状況は一変します。筆者は、クーデター当日はもちろんのこと、それ以降、帰任するまでの約1年4か月間、邦人保護等の業務に従事しながら、現地で日々起きる事象をつぶさに見てきました。

ここで経験したことを詳細に書き記せば、それだけで紙面一杯になってしまうので、ここではミャンマーでの経験を基に「ビジネスと人権」に関して、筆者が強く心に留めていることを2点だけ言わせてください。

1点目は、一企業でできることには限界がある、ということです。現地日系企業の皆さまは、ミャンマー人従業員やその家族の生命・身体・日常生活を守るため、それこそ採算度外視で、人権への負の影響をできる限り抑えるべく、懸命に努力を重ねていらっしゃいました（その具体例をここで申し上げることができないことが残念です。）が、やはりそれにも限界がありました。ここで筆者が強調したいのは、「救済」メカニズムの構築は、企業の責任であると同時に、国家の義務（指導原則25）であるということです。そして、社会全体で「救済」に関与していくことでより強靱で実効的な救済メカニズムを構築できるはずだという点です。

そして、2点目は、現場を知ろうとする努力を怠ってはいけない、という点です。クーデター直後から、人権NGOの中には「外国企業はミャンマー国軍を利すること

⁸ 2017年8月25日未明、ミャンマー西部ラカイン州にて、ロヒンギャが政府施設を一斉攻撃したことに端を発し、国軍が掃討作戦（clearance operation）を実施。70万人を超えるロヒンギャが隣国バングラデシュに避難。この掃討作戦中にジェノサイドを含む重大犯罪が実行されたとして、ミャンマーは国際的に大きな非難を浴びました。詳細については、一例として、国連による事実調査団によるレポート（<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/myanmar-flm/index#report>）参照。

のないよう、一刻も早くミャンマーから撤退すべし」とする声も強く存在しました。ところが、ある欧米企業が実際に撤退したところ、事業の売却先が国軍に近い企業であったため、売却前よりも内部統制が効かなくなったなどとして、「無責任な撤退ではないか」と新たな批判を呼びました。そもそも、軍事クーデター後であっても事業の買取りを希望するのは、国軍（またはそれに近い団体）しかあり得ず、それは「一刻も早い撤退」の当然の結果でした。机の上で考えるだけではどうやっても足りず、現場を知り、現地従業員や地域コミュニティ等に寄り添い、ステークホルダー・エンゲージメントを実践していくことなしに、適切な解決策を見いだすことはできない。軍事クーデター後のミャンマーでその思いを強くしました。

以上は、クーデターというかなり特殊な状況に基づく経験であり、これが他の全ての事例に妥当するものでないでしょう。しかしながら、国連指導原則は、紛争影響地域では実効的な支配が欠如しており、紛争発生国が適切な保護をなし得ない事態があり得ることを前提に、当該地域で多国籍企業がビジネスを営む場合には、本国としても、当該多国籍企業が人権侵害に関与することのないよう支援する役割があるとしています（国連指導原則7）。ミャンマーにおいても、今後、日本政府として、現地日系企業等と協力して実効性ある支援を行っていくことが強く求められています。

3 ゲストの人選に込めた思い

筆者は関係者の方々と共に、2022年末まで数ヶ月にわたって、「救済へのアクセス」に関するゲストスピーカーとして、どなたをお呼びするか、大いに議論し、頭を悩ませました。今回私たちがどのような考えでゲストを決定したのかは、ICDが今後同様のシンポジウムを企画しようとする際や、「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援の具体的活動を検討していくにあたって参考になるかもしれないと思い、これについても若干触れてみたいと思います。

(1) メインゲスト：キーワードは“ASEAN”

今回の「ビジネスと人権」ウィークが日ASEAN友好協力50周年記念イベントとして開催するものであることから、メインゲストはASEANから招聘したいと考え、ASEAN政府間人権委員会（^{アイチヤー}AICHR／ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights）⁹のチェアであり、インドネシア政府代表でもあるユン・ワニングラムさんを招聘することにしました。我が国の法制度整備支援は、主にASEAN加盟国を支援対象としており、今後の「ビジネスと人権」に関する支援対象国も必然的にASEAN加盟国が第一候補となってきます。ユンさんからASEANにおける「ビジネスと人権」を取り巻く現状や課題等について知見を共有いただ

⁹ ASEAN域内の人権保護等を目的として、2009年10月にASEAN外相会議の諮問機関として設置（<https://aichr.org/>）。ASEAN10か国の政府代表で構成され、その年のASEAN議長国の政府代表がチェアを務めており、2023年はユンさんがチェア。ユンさんの招聘にあたっては、筆者のインドネシア出張中のアポイントメント取付けを含め、法務省から外務省に出向し、法務アタッシュとして現地で活躍のASEAN日本政府代表部の伊藤参事官、在インドネシア日本国大使館の岩波書記官に大変お世話になりました。

くことは、今後の具体的な法制度整備支援の内容を検討していくにあたって有意義ですし、さらに域内でビジネスを行う日系企業の皆さまにとっても、この分野における今後の動向を知るための大変貴重な機会になるのではないかと考えた次第です。

なお、これはユンさんご本人にも直接お伝えしたのですが、今後のICDの活動として、AICHRとの連携は十分に想定される場所ですし、まずはユンさんを通じてAICHRと良好な関係を築いていくことが重要です。そういう意味も込めて、ユンさんをメインゲストとしてお招きしたことを付記しておきます。

(2) 第2のキーワード：リビジョン

我が国の国別行動計画（NAP／National Action Plan）は、その対象期間を令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）の5年間としており、4年目となる2024年を目処に改定作業に着手するとされています。

一方、2019年にアジアでいち早くNAPを策定したタイでは、第1次NAPの最終年にあたる2022年を迎え、第2次NAPの策定作業中でした。私たちは、タイがこの3年間で何を経験し、どのような課題に直面したのか、第2次NAPではどのような点を重視しているのか、そうした点は我が国のNAP改定作業に関わる関係者のみならず、国内外でビジネスを営む企業関係者等にとっても、今後の動向等を見定める貴重な機会になり得るだろうと考えました。そこで、タイ法務省から「ビジネスと人権」を担当する権利自由擁護局国際人権課長ナリーラック・パイチャイヤプームさんをゲストとしてお呼びすることにしました。

さらに、リビジョンということ言えば、2023年半ばには、12年ぶりとなる「経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針」の改訂が予定されていました。同行動指針は、我が国の民間企業の方々にとって大いなる関心事項となっており、改訂版「行動指針」を広く共有するため、OECD責任ある企業行動センター長アラン・ヨルゲンセンさんをゲストに加えることにしました。なお、タイトルに「責任ある」が明記された改訂版「行動指針」は2023年6月8日にOECD閣僚理事会で採択され、結果的にではありますが、私たちのアランさん招聘によって、OECD関係者による改訂版「行動指針」の一般向け説明会を、全世界に先駆け、日本で開催することができました¹⁰。

(3) 第3のキーワード：日本をよく知る研究者

以上3名のゲストは、政府や国際機関に所属しながら、「ビジネスと人権」の問題に取り組んでいらっしゃる方々ですが、一方で、世界にはこの新しい分野に関して、アカデミックな観点から研究している方もいらっしゃいます。そして、国連ビジネスと人権作業部会のメンバー（2016－2022）を務めた大学教授であり、かつ日本版NAPの策定に助言もいただいた世界的権威といえ、多くの方がすぐにそのお

¹⁰ アランさんは、筆者らとのプライベートな会話の中で、多忙な中、1週間にも及ぶ招聘に応じた理由のひとつとして、アジア太平洋地域、特に日本とのパートナーシップ拡大はOECDの重要な使命であることを挙げ、行動指針改訂後、OECD正式ミッションとして最初に日本を訪問できたことは大変光栄である旨仰っていました。

名前を思い浮かべるでしょう。私たちは、アニタ・ラマサストリ教授にお声掛けすることにしました。同教授は、山田美和さんと個人的にも親しく、今回その伝手もあって、超超多忙な中、快く1週間もの長期日本滞在をお引き受けくださいました。やはり人的繋がりがとても重要だと再認識させられました。

(4) 第4のキーワード：言うは易く行うは難し「グリーンバンス・メカニズム」

国家には、人権への悪影響からの救済を可能とすべく、国家基盤型の司法型及び非司法型のグリーンバンス（苦情処理）メカニズムの提供など、適切な措置をとる義務があり（国連指導原則25）、企業は、社内にグリーンバンス・メカニズムを確立するよう求められています（同29）。そして、国家基盤型と非国家基盤型、いずれの場合も、グリーンバンス・メカニズムは、正当性やアクセス、予測可能であることなど、8要件を充足することが必要であるとされています（同31）。

しかし、そのような実効性あるグリーンバンス・メカニズムを新たに確立することはそう簡単なことではありません。特に中小企業関係者の方から、個社で対応するにはコストや人的リソース、ノウハウなどに不足していて、現実的に困難だという声も聞かれるところです。

そこで、「ビジネスと人権」ウィークの最終日に開催する国際シンポジウムでは、タイのチャロン・ポカパングループ、日本のイオン株式会社、株式会社ファーストリテイリングから、各企業による先進的な取組について紹介いただき、さらに企業の垣根を越えた取組例として、複数の会員企業による費用負担で運営されている「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（J P - M I R A I）」から、その活動概要を説明いただきました。

4 「ビジネスと人権」ウィークのプログラム内容

本年7月3日（月）から7日（金）までの一週間、日頃から法制度整備支援で連携させていただいている各機関の協力を得ながら、種々のセミナーやシンポジウム等を開催し、多くの方に参加いただきました。その一部となりますが、公開イベントとして開催されたものについて紹介します。

(1) ワークショップ「A S E A N 政府間人権委員会の役割と課題－アジアにおける人権課題について考える－」

開催日 7月3日（月）

主 催 （独）日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所

(2) 日本A S E A N 友好協力50周年記念シンポジウム「ビジネスと人権」¹¹

開催日 7月4日（火）

主 催 （公財）国際民商事法センター（I C C L C）

後 援 日本ローエイシア友好協会、（公社）商事法務研究会

¹¹ シンポジウムの詳細は、I C C L C NEWS 第95号（https://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_95.pdf）参照。

協力 TMI 総合法律事務所

- (3) 経団連「OECD諮問委員会2023年度総会」¹²

開催日 7月5日(水)

主催 (一社)日本経済団体連合会(経団連)

- (4) 国際シンポジウム「ビジネスと人権と環境」デューディリジェンスのさらなる可能性－OECD多国籍企業行動指針の改訂をうけて－¹³

開催日 7月6日(木)

主催 (独)日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所

後援 法務省法務総合研究所

- (5) 国際シンポジウム「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援～日本とASEANのグッド・プラクティスから救済・苦情処理・紛争解決メカニズムの実例を学び、今後の法制度整備支援の役割について考える～」

開催日 7月7日(金)

主催 法務省法務総合研究所

共催 (独)国際協力機構(JICA)、(公財)国際民商事法センター(ICCLC)、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所

後援 最高裁判所、日本弁護士連合会、外務省、経済産業省、国際機関日本アセアンセンター、国連開発計画(UNDP)

5 今後の「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援への期待

筆者は今回の「ビジネスと人権」ウィーク終了後に異動となり、現在はICDを離れておりますが、法制度整備支援の価値を信奉する関係者のひとりとして、今後の活動への期待を述べさせていただきます。

- (1) 支援対象国の市民に寄り添う支援

法制度整備支援の目的は、対象国における「法の支配」の向上であり、その目的の下、我が国は現役の裁判官や検察官、弁護士を含む法律実務家を現地に長期派遣して、その地に根付いた形で支援するという、他国にあまり例を見ない手法をとっています。ただ、自省を込めていえば、カウンターパート機関の中心が相手国の最高裁判所や法務省など、政府等の機関であることから、市民の声に耳を傾ける機会がそれほど多くはなかったのではないかと感じています。

しかしながら、法制度整備支援によって裨益をもたらすべきは、支援対象国の市民であり、市民に寄り添うことではじめて意義ある支援となるのだらうと思います。我々のクライアントは、究極的にはその国の市民です。

一方で、プロジェクトとして正式に承認され、実際に動き始めた後に、改めて市民の声を聞いて、それを具体的な活動内容に反映させることは、時として困難であるの

¹² 総会の概要は、https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/0727_07.html 参照。

¹³ シンポジウムの詳細は、<https://www.ide.go.jp/Japanese/Event/Reports/20230706.html> 参照。

も事実です。

そこで、これから具体的活動内容を検討していく「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援では、是非、相手国政府だけでなく、市民（団体）や現地企業等の民間セクターを含め、できる限り多くのステークホルダーの意見を事前に聞いて欲しいと思います。ステークホルダー・エンゲージメントは、企業だけではなく、我々にも同じように求められている大原則だろうと思います。特に、法制度整備支援の対象となるのは「救済へのアクセス」の分野であり、救済を受けることになる市民の関与なくして、実効的なグリーンバンス・メカニズムをデザインすることなど不可能です。

(2) ASEAN全体を対象に

従来の法制度整備支援は、ベトナムやカンボジアなど、特定の1か国を対象とした、いわゆるバイの支援が中心でした。特定の国の法制度を前提に、その国の歴史、習慣、国民性や風土等、固有の特徴に合致するように、テーラーメードの支援を心がけてきたわけです。

一方で、経済のグローバル化に伴い、既に企業活動は国境を越え、複数の国や地域にまたがっており、それに伴う人権侵害やその危険性に国家の境界は関係ありません。国連指導原則は、人権理事会において全会一致で承認された、ステークホルダー全員の共通認識であって、世界共通の原則です。その実施を支援するにあたって、我々も可能な限り視野を広げていきたいところです。

「ビジネスと人権」に関する法制度整備支援では、将来的にASEAN全体を対象とするような活動ができればよいと思います。本年9月に行われた日ASEAN首脳会議の議長声明においても、7月の日ASEAN特別法務大臣会合等の法司法分野における協力について触れた上、今後更に協力関係を強化していくことへの期待が述べられています¹⁴。

今回の「ビジネスと人権」ウィークで、AICHRのユンさんをゲストとしてお迎えしたことが、その契機になれば、これ以上ない幸せです。

(3) 歩きながら考える

この「ASEAN全体を対象に」は、目指すべき理想かもしれませんが、その一方で、加盟国の間で種々の相違を抱えるASEAN域内で現実にASEAN全体を対象にプロジェクト化するには相当の困難も予想されるところです。プロジェクトの具体的内容を吟味し固めてから動き出すということでは、事前準備にあまりに時間を要し、時宜を得た支援の実施が難しくなってしまうかねません。

そこで、将来的な「ASEAN全体を対象に」というヴィジョンを先方と共有しつつ、まずは可能なところから一歩前に踏み出してはいかがでしょうか。例えば、タイでは、近く、第2次NAPが公表される見込みですし、ベトナムでは、2023年7月に国連開発計画（UNDP）、スウェーデンの支援を受けて、NAPを完成させま

¹⁴ 議長声明パラ12参照 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100551385.pdf>)。

した¹⁵。ASEAN加盟国の中でも、「ビジネスと人権」に関する取組の進捗状況は異なっているため、まずはタイやベトナムのように、NAPの改定や策定を通じて、この分野への強い関心を示している国を対象に、その取組を支援することから始めるのも一案かもしれません。

ここで、7月7日の国際シンポジウムにおける、タイ法務省のナリーラックさんの「日本の法制度整備支援との協力への期待」と題するプレゼンテーションについて共有させてください。ナリーラックさんは、本ウィーク中に多くの関係者から刺激を受けたとして、今後の日本との協力について、具体的アイデアを提供くださいました。



このように我が国との協力に前向きなカウンターパートがいらっしゃるということはとても重要です。目の前の小さな協力からはじめ、活動を進めながら、具体的な法制度整備支援プロジェクトに繋げていく、そのような手法があってもよいのではないのでしょうか。

6 おわりに

準備であれだけ苦勞し、また本番でも正に目が回るような忙しさと、怒濤の一週間でしたが、終わってみると淋しさすら感じさせる充実した時間でした。最初の着想段階から協力いただいた山田美和さんには、この場を借りて改めて感謝申し上げます。またICDの教官・専門官の助けがなければ、「ビジネスと人権」ウィークは実現できませんでした。素晴らしい仲間にも恵まれたと、心からそう思います。

¹⁵ 7月14日付でベトナム語版を公表 (<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyet-dinh-843-QD-TTg-2023-hoan-thien-chinh-sach-nham-thuc-day-thuc-hanh-kinh-doanh-co-trach-nhiem-572544.aspx>)。

「ビジネスと人権」ウィーク終了から2週間後、国連ビジネスと人権作業部会委員が来日し、調査が実施されました¹⁶。調査最終日には、日本記者クラブにて記者会見も行われ、その席で委員が某芸能プロダクションのセクシャル・ハラスメントについて言及したこともあって、期せずして訪日調査が多くのメディアで取り上げられました。ミッション終了ステートメントでは、政府、企業及び市民社会の取組について高く評価をされた一方で、我が国に国家人権機関が存在しないことへの深い憂慮が示されるなど、厳しい指摘もあり、今後、ますますこの分野での取組を進めていかなければなりません。

「ビジネスと人権」は日本国内の企業のみならず、我々の支援対象国でビジネスを営む企業にとっても関心事です。この分野における支援は、法制度整備支援のもう一つの目的「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」に直接関わる支援でもあります。最後に、その観点からも、我々の活動への期待が高いことを付言させていただきます。

¹⁶ 作業部会の訪日調査は、7月24日から8月4日まで実施され、その結果概要については、8月4日付ステートメント (<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/development/wg/statement/20230804-eom-japan-wg-development-japanese.pdf>) 参照。